

E i w a N e w s

平成 16 年度税制改正項目のうち平成 17 年に実施される項目

平成 17 年 12 月
(No. 005)

税制改正項目のうちには、改正時期と適用時期にズレがあるものがありますが、年末を迎える、そのような項目で個人の確定申告に関するものを改めてご紹介いたします。

[1]青色申告特別控除の改正

改正前の青色申告特別控除制度では、事業を営む青色申告者のうち、その事業に係る取引を複式簿記により記録し、損益計算書に加えて貸借対照表を期限内提出の確定申告書に添付した者の場合には 55 万円(簡易な簿記の場合は 45 万円)、これ以外の青色申告者の場合には 10 万円を課税所得から控除することができました。

16 年度の税制改正により、上記の 55 万円が 65 万円に引き上げられることとなりました。ただし、簡易な簿記の場合の 45 万円の特別控除は廃止となります。

これにより、平成 17 年分以後の青色申告特別控除は、65 万円と 10 万円の 2 種類となります。簡易な簿記により記帳されている場合は、複式簿記による記帳方法への移行が必要となってきます。

[2]公的年金等控除額の改正

公的年金等所得の金額は、公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を差し引くことにより計算されます。この公的年金等控除額は、改正前では、65 歳以上の者と 65 歳未満の者が区分されており、公的年金等の収入金額に応じて 65 歳以上の者と 65 歳未満の者で優遇格差がありました。

16 年度の改正により、65 歳以上の者の公的年金等控除額が縮小され、特に公的年金等の収入金額が 330 万円を超える場合には、65 歳以上の者と 65 歳未満の者の優遇格差がなくなりました。

[3]老年者控除の廃止

老年者控除とは、65 歳以上で合計所得金額 1,000 万円以下である者が受けることができる所得控除で、控除額は一律 50 万円でした。この制度が平成 17 年分以降は廃止となりました。

[4]消費税の改正

二つの大きな改正があります。

(1) 免税点の引き下げ

消費税は、基準期間(個人の場合はその年の前々年)の課税売上高が3,000万円以下であれば、納税義務が免除されていましたが、改正により、3,000万円の免税点が1,000万円に引き下げられました。

(2) 簡易課税制度の適用上限引き下げ

消費税の納税額は、課税売上にかかる消費税額から実際の課税仕入にかかる消費税額（控除対象仕入税額）を差し引いて計算するのが原則ですが、簡易課税制度は、控除対象仕入税額について、原則計算をする代わりに業種に応じたみなし仕入率により計算するものです。この制度は小規模事業者の事務負担を軽減するために設けられています。

この適用があるのは、基準期間の課税売上高が2億円以下の事業者に限られていましたが、改正により、適用上限額が5,000万円以下と大幅に引き下げられました。

この制度の適用を受けるためには、原則として、適用を受けようとする年の前年末までに、簡易課税制度選択届出書を提出する必要があります。ただし、平成17年分について新たに納税義務が生じることとなった個人事業者については、平成17年12月31日までに簡易課税制度選択届出書を提出することにより、平成17年分について簡易課税制度の適用を受けることができます。

ご不明な点等がありましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしくお願ひいたします。